解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

仙台市宮城野区鶴ケ谷一丁目二二番一号

特定非営利活動法人クローバー

清算人　櫻井　整

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年三月三日仙台市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

宮城県仙台市青葉区本町一丁目五番二八号

花京院一丁目第一地区市街地再開発組合

代表清算人　大塚　昭

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

東京都港区赤坂一丁目一一番二八号

財団法人吉田茂国際基金

代表清算人　和田　清治

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為に定めた存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

東京都新宿区揚場町二番一二号セントラルコーポラス六〇四号

財団法人牧田国際育英会

清算人　牧田新一郎

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

神奈川県横浜市西区宮崎町五六番地

神奈川県立青少年センター別館内

財団法人神奈川県ユース・ホステル協会

代表清算人　土屋　宏

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為の存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

新潟県三条市直江町一丁目三番三二号

財団法人北陽保育園

清算人　小松　陽子

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為の定めにより平成二十三年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

富山県滑川市上小泉一八〇二番地

財団法人水野奨学会

清算人　石倉　直義

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

長野県長野市南県町一〇四〇―一日本生命長野県庁前ビル六階

社団法人長野県雇用開発協会

清算人　相澤　晴雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日に存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

静岡県伊豆市本柿木七〇三番地

財団法人本柿木中組振興会

代表清算人　鈴木　隆美

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議及び主務官庁の許可により平成二十三年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します

平成二十三年四月八日

静岡市葵区追手町一番六号

社団法人静岡県雇用支援協会

清算人　八木　正敏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月十八日開催の臨時総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

滋賀県草津市青地町一〇八六番地

職業訓練法人湖南地域職業訓練協会

清算人　橋川　渉

（連絡先　滋賀県草津市草津三丁目一三番三〇号　草津市産業振興部産業労政課）

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

京都市左京区岡崎天王町一三番地二

財団法人加藤定育英会

代表清算人　徳山　詳直

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

大阪府八尾市本町七丁目七番二七号

財団法人西郷会館

代表清算人　西岡　博幸

解散公告（第三回）

当労組は、平成二十二年八月二十六日行われた組合員全員投票の結果にもとづき、同年十月三十日付けをもって解散し帝人製機労働組合と統合いたしました。当労組に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

兵庫県神戸市西区高塚台七丁目三番三号

ナブコ労働組合

清算人　太田　清志

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月八日開催の平成二十二年度臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

愛媛県松山市南堀端町五番地八・四階

社団法人愛媛高齢・障害者雇用支援協会

清算人　鈴木　精視

第32期決算公告　平成23年3月23日

千葉県八千代市八千代台東1―45―3

京成電設工業株式会社

代表取締役　小柴　友厚

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	577,111
	固定資産	97,461
	合計	674,572
負債及び純資産の部	流動負債	255,030
	固定負債	50,925
	資本金	368,617
	資本剰余金	35,000
	資本準備金	6,500
	利益剰余金	6,500
	利益準備金	327,117
	その他利益剰余金	8,750
	（うち当期純利益）	318,367
	合計	(31,890)
		674,572